

# 鹿沼市立西中学校 部活動の活動方針

## 1 部活動の方針

鹿沼市教育委員会が策定した「鹿沼市における運動部活動の在り方に関する方針」(H30.11)に則り、本校生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、家庭・地域等の理解と協力を得ながら、より安全で充実した部活動にしていくために本方針を策定した。

### (1) 部活動の目的

部活動は、学校教育の一環として、生徒が教員等の指導の下、自発的・自主的に行うものであり、スポーツや文化的な活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすものである。

同時に、学年を越えた交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係を構築し、責任感や連帯感を養うなど、生徒の多様な学びの場としての意義も有している。

### (2) 推進に当たっての配慮事項

「鹿沼市における運動部活動の在り方に関する方針」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶、心身の健康管理や安全な活動環境の整備を図る。

## 2 運営と活動計画

### (1) 活動計画・実施報告書の作成

顧問は、本校の部活動の活動方針に則り、毎月の活動計画(活動日時・場所・休養日・大会参加等)を作成し、校長に提出するとともに保護者にも提示し、理解と協力を得られるようにする。

### (2) 休養日と活動時間の基準

部活動における休養日と活動時間等については、成長期にある生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように、以下の通りとする。

#### 【休養日】

① 前期・後期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土・日は1日以上を休養日とする。

※土・日の両日も大会参加等で活動した場合も同様に、代替の休養日を設ける。

※公式な大会等を控える時期(1週間以内)に休養日を設けなかった場合には、その前後に代替の休養日を設ける。ただし、土・日のいずれかは半日とする。

② 長期休業中の休養日の設定についても、①に準じた扱いとするが、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるようにする。

③ 長期休業中の土・日の部活動は行わない。

#### 【活動時間】

① 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(週末・祝日・長期休業中)では3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

② 練習試合等で基準の活動時間を越えて活動する場合には、その日の休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

#### 【その他】

① 延長練習は、公式な大会等に限り、2週間前から校長の許可を得て実施することができる。

※延長練習時間は、生徒の下校の安全確保のため、通常終了時刻後の30分までとする。

② 定期テスト(中間・期末)3日前と鹿沼秋祭りの2日間は、部活動を実施しない。ただし、1週間以内に公式な大会等があるときには、校長の許可を得て実施することができる。

※①②とも学校長に起案する。

### 3 本年度の部活動

#### (1) 本年度設置する部活動

**運動部** 野球部 サッカー部 ソフトテニス部 陸上競技部  
バスケットボール部 バレーボール部（女子） 卓球  
剣道部 弓道部

**文化部** 管弦楽部 美術部 創作部

**特設部** 駅伝部 合唱部

※その他の特設部は、希望者の有無及び大会引率の可否を考慮して開設する。

(水泳・体操・バドミントン等)

※部員が、試合ができる過半数を下回った場合は、休部・廃部の対象となり、次年度の設置を検討する。

#### (2) 年間活動終了時刻と下校時刻と SC（スクールバス）発車時刻

期日	地区新人大会まで	県新人大会まで	2月11日まで	修了式まで
終了時刻	17:15	16:45	16:15	16:45
下校完了 (SC発車)	17:30	17:00	16:30	17:00

### 4 安全管理

- (1) 部活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- (2) 定期的に施設・設備・用具等の安全点検を実施し、生徒が安全に活動できるようにする。
- (3) 活動中に、ケガや体調不良等が起こった場合には、速やかに保護者に連絡するとともに、緊急を要する場合には救急車を要請するなど、適切な措置を講ずる。
- (4) 活動中は、指導者が現場で指導に当たることを原則とするが、やむを得ず活動に立ち会えない場合には、他の教員等と連携・協力するなど、安全面に十分配慮して活動させる。ただし、放課後等に、全教職員等が参加する会議や研修があるときには、部活動は行わない。
- (5) 気象庁等が発表する注意報（暴風・大雨・雷等）などの情報を収集し、天候の急変などの場合には、練習や試合の中止及び計画の変更等の適切な措置を講ずる。
- (6) 夏季の高温・多湿下で活動する場合には、「熱中症予防運動指針」等を一つの基準として、熱中症予防対策を講ずる。部活動指導者等は、各部に配備してある WBGT 指数測定器をもとに判断する。

### 5 その他

- (1) 各部が参加する大会の日数は、生徒の過度な負担とならないように、中体連主催の大会を含め、上限20日程度（年間）とする。ただし、予選を勝ち抜いた関東・全国大会等は含めない。文化部のコンクールや発表会・展覧会も上限20日程度（年間）とする。
- (2) 適正な部活動の配置にあたっては、生徒や教師の人数を踏まえ、指導内容の充実や生徒の安全確保の観点から、部活動の削減や新設を検討する。

平成31年4月 1日作成

令和 2年7月 8日改正

令和 5年4月 1日改正